

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【公開番号】特開2011-122108(P2011-122108A)

【公開日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2011-025

【出願番号】特願2009-282388(P2009-282388)

【国際特許分類】

C 08 J 3/11 (2006.01)

【F I】

C 08 J 3/11 C E Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月1日(2012.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

数平均分子量が1000以上1,000,000以下である高分子界面活性剤、ポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子および炭素数3～5のアルコール系溶媒を含むポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液。

【請求項2】

数平均分子量が1000以上1,000,000以下である高分子界面活性剤がポリビニルピロリドン、ポリエチレンイミンである請求項1記載のポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液。

【請求項3】

アルコール系溶媒が直鎖、または分岐アルコールである請求項1～2のいずれかに記載のポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液。

【請求項4】

アルコール系溶媒がイソプロピルアルコール、またはn-プロピルアルコールである請求項3に記載のポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液。

【請求項5】

数平均分子量が1000以上1,000,000以下である高分子界面活性剤存在下、ポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子を炭素数3～5のアルコール系溶媒に機械的分散させることを特徴とするポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液の製造方法。

【請求項6】

数平均分子量が1000以上1,000,000以下である高分子界面活性剤がポリビニルピロリドン、ポリエチレンイミンである請求項5記載のポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液の製造方法。

【請求項7】

アルコール系溶媒が直鎖、または分岐アルコールである請求項5～6のいずれかに記載のポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液の製造方法。

【請求項8】

アルコール系溶媒がイソプロピルアルコール、またはn-プロピルアルコールである請求項7に記載のポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液の製造方法。

【請求項9】

機械的分散が超音波分散装置、ビーズミル装置、コロイドミル装置、および湿式微粒化装置のいずれかで行われることを特徴とする請求項5～8のいずれかに記載のポリフェニレンサルファイド樹脂微粒子分散液の製造方法。